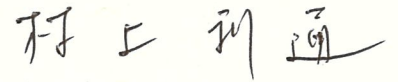


国見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び国見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 4 日

国見町長



国見町条例第 19 号

国見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び国見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(国見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 国見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年国見町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第 13 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。